

利根川水系霞ヶ浦（小美玉市内）に存する放置艇の処分に関する協定

（目的）

第1条 この協定は、利根川水系霞ヶ浦に存する放置艇について、その処分の方法及び処分に要する費用の負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（処分の対象となる放置艇）

第2条 この協定により処分の対象となる放置艇は、甲が管理する利根川水系霞ヶ浦の河川区域に存する放置艇のうち、別図の範囲に存するものとする。

（放置艇の処分の方法）

第3条 甲は、乙が指定する土地に放置艇を運搬・搬入するものとする。乙は搬入された放置艇を適正に廃棄又は再資源化するものとする。

（放置艇の処分に要する費用）

第4条 前条の規程により甲が行う処分に要する費用については甲が負担し、乙が行う処分に要する費用については乙が負担する。

（雑則）

第5条 放置艇の処分の方法又は放置艇の処分に要する費用の負担で、第3条から前条までの規程によることが適當でないと認められるものについては、その都度甲と乙が協議するものとする。この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項についても、同様とする。

附則

この協定は、平成31年4月1日から施行する。

この協定を証するため、協定書二通を作成し、それぞれ一通を保有する。

平成31年 3月25日

甲 国土交通省関東地方整備局

霞ヶ浦河川事務所長 辰野剛志



乙 小美玉市長 島田穰一



